- 1. 件 名: 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(543))
- 2. 日 時: 平成29年12月18日 13時30分~15時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、宮本管理管補佐、田尻安全審査官

## 事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 他5名

## 5. 要旨

- (1)日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち 重大事故等対処設備(フィルタベント関連等)設置に伴う廃棄物処理棟内の廃 棄物処理設備の撤去について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力 規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 固化装置(セメント固化式)を撤去後、使用済樹脂等は使用済粉末樹脂貯蔵タンク等に貯蔵するとしているが、貯蔵後の当該廃棄物の処理方針を整理して提示すること。
  - 廃液スラッジ貯蔵タンクの過去の記録において、計器の校正後に数値が大幅 に修正されている。当該タンクを含め他のタンクの貯蔵量の測定値の信頼性 及び算出根拠について整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料:

- 休止状態設備の撤去による廃棄物処理及び貯蔵への影響について
- ・タンクに流入した液体(水)の処理概要
- ・設置許可申請書及び保安規定における、「貯蔵」と「保管」の使い分けについて